

# 評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育園の理念・基本方針は明文化し、事務所、各クラスに掲示しています。また、入園の際には保育園のしおり（重要事項説明書）に沿って、保護者に丁寧に説明するとともに、ホームページにしおりを掲載しています。加えて、年度の初めには4月の園だよりに掲載し、知らせています。なお、園だよりには毎月同じ位置に園目標を掲載し、園の方針等について保護者理解に努めています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	毎月開催される園長会議には、戸田市内7つの公立保育園の園長、保育幼稚園課長が出席し、市政の動向、保育情勢、課題等について情報共有しています。園長会議の内容は、園内の職員会議で職員に周知しています。年に5回開催される主任会議でも、各園の課題や取り組みについて、情報共有しています。また、市から提供される文書等は職員間で回覧するとともに、事務所で整理し保管しています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	日々の連絡ノートを通して保護者などから寄せられた要望や意見、行事に関する感想などをもとに、保育内容や施設の修繕改修などに反映するよう取り組んでいます。園長・主任保育士を中心に保育園の課題を明確にし、職員会議にて検討・協議しています。取り組めるところから行事の内容や日々の保育などに活かし、子ども達が楽しく過ごせるように工夫しています。保育の質向上に向けて、職員会議での情報共有と理解促進などに努め、園内研修の充実を図り、一人ひとりの職員の良さを活かしています。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	戸田市は子育て支援に関する「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み育てられる支援がある「子どもが輝くまち」を目標としています。計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援ニーズ調査、戸田市児童福祉審議会での審議、市民からの意見聴取を行い、より実効性の高い計画策定に努めました。当園は、その計画に基づいて、保育理念・基本方針・保育目標等を策定しています。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	当園は、戸田市の保育指針に基づいて、保育課程を見直し、単年度の保育指導計画を策定しています。年度計画に沿って、各年齢別の指導計画（年間・月間・個別）を作成しています。さらに、年間行事計画、避難・防犯・防災訓練の年間計画、園内研修年間計画、地域交流年間計画を作成しています。子ども達の養護・教育、食育の推進、環境及び衛生管理・安全管理など、保育園として果たすべき取り組みなどを具体的に明示して、保育理念・基本方針や園目標の達成に向けて取り組んでいます。これらの計画は、園だよりの配布や園内に掲示し、職員及び保護者に周知しています。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	指導計画においては、クラス会議にて見直しを行い、各クラスの年間・月間・個別指導計画を作成しています。指導計画は、園長と主任保育士が確認を行い、保育幼稚園課に報告しています。行事の実施においては、乳児会議・幼児会議・職員会議にて事前に内容を検討しています。また、園内においては5つの検討委員会（保育内容・保育環境・防災防犯健康、ヒヤリハット）を設置し、各種計画を取りまとめ、職員の周知・共有のもと保育を進めています。また、行事後には職員会議にて評価・反省を行い、次年度の改善につなげています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	年度初めのクラス懇談会でクラス目標や行事などを保護者に説明し、理解と協力につなげています。保育理念や保育目標等は、懇談会資料に記載し、保護者に配布して理解を促しています。懇談会欠席者には、後日配布し、担任が個別に説明を行っています。また、園だよりや各クラスで発行しているクラスだよりにおいては、日々の活動や保育内容を丁寧に発信し、保護者に園での取り組みが伝わるように工夫しています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	保育園として自己評価を行い、保育目標・保育活動・行事などについて評価を付けて、意見や改善点などを取りまとめ、次年度につなげています。また、保育の質の向上に向けて、様々なテーマを取り上げた外部研修に参加しています。また、参加した研修については、参加した職員が講師役となり、園内研修で情報共有をしています。さらに、園内において検討委員会（保育内容、保育環境、防犯防災、健康、ヒヤリハット）を設置しています。それぞれの委員会がテーマや課題についての取り組みを検討し、保育の質の向上につなげています。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	各クラスの保育については、年間・月間・週案・日案ごとに評価・反省を行い、振り返りと改善点の洗い出しに取り組んでいます。行事については、職員会議・乳児会議・幼児会議において、改善点への取り組みを検討しています。特に、コロナ感染の状況を踏まえながら、行事等の再開に向け、保護者参加人数を増やす方法等を職員間で検討し、感染対策を講じながら、開催方法の改善を行っていました。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者としての園長の役割は「保育園マニュアル」において明確にしてあり、総責任者として保育園運営及び保護者対応等に取り組んでいます。園長として保育園の目標や方針を職員会議で伝え、職員の共通理解が深まるように努めています。また、保護者とのコミュニケーションを大切に子ども中心の保育を進め、地域社会との連携・協働を図り、職員の保育活動などを支援しています。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	保育士としての心得や倫理を「保育園マニュアル」に整理しています。「保育園マニュアル」は、各種の義務行為・禁止事項などを明示しており、入職時に職員研修で説明をし、定期的に職員会議で読み合わせを行い、職員相互で確認をして情報共有しています。また、戸田市が策定する服務規則や倫理規定についても周知し、遵守すべき法定等の理解するよう取り組んでいます。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は、職員一人ひとりが保育への意欲が高まるよう、職員の自主性を尊重しています。職員が自主的に行動できるよう助言・支援を行い、困ったことは相談しやすい環境作りに配慮しています。年2~3回の園長と職員の個別面談の場を設け、職員の個別目標を明確にしたり、課題に対して助言しています。また、定期的に園内研修を実施することで、サービスの質の向上に寄与しています。さらに、園長や主任保育士が積極的に保育に関わり、職員との連携をもつことで、保育の気付きを共有したり、保育の活性化や職員の意欲の向上につなげています。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	園長と主任保育士は連携し、職員が働きやすい環境作りに取り組んでいます。個別面談や日々の会話から職員ひとり一人の考えや意欲を大切に受け止め、助言や指導を行っています。また、職員会議や各乳幼児会議、園内研修においては、より良い保育への取り組みを検討する場となるよう心がけています。さらに、子ども達が安心・安全に過ごせる保育環境作りとして、職員や保護者からの意見に基づいて、計画的に施設整備や備品購入を行っています。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	職員採用に関しては市の担当課が対応しており、園からは希望する職員数や専門性などの要望を提出しています。当園は、職員ひとり一人が十分に能力を発揮し、働きやすい職場になるよう取り組んでいます。また、保育園全体のバランスや適切な保育が実施できるように配置案を計画し、働きやすい環境を整備することで、職員の定着に寄与しています。 なお、保育士の確保・定着をより推進していくには、戸田市保育士として求める人材像やキャリアパスの明示が必要となります。今後は、戸田市公式ホームページの職員採用ページに、指針となる求める人材像などを明示するなど、人材確保・定着にさらに取り組んでいくことが期待されます。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	戸田市が作成している人事評価制度マニュアルに基づき、人事管理を行っています。職員は毎年、園長と面談をして個人毎に3つの目標を設定する業績評価シートを作成しています。園長と職員は、この業績評価シートについて、年度当初・中間・期末と年に3回の個別面談をして、評価と振り返りを行っています。個別面談では、個人の目標を明確にしたり、課題について相互確認し、人材育成と人事管理につなげています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	園長は職員の就業状況や有給休暇の取得状況、時間外労働等を把握し、休暇については計画的に取得できるよう配慮しています。職員会議においては、誰もが発言しやすい雰囲気を作り、意見交換の場となるよう工夫し、サービスの質の向上につなげています。また、職員と日頃からコミュニケーションを図り、状況把握に努めることで、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。職員のストレスへの対応として、毎年メンタルヘルスチェックを実施し自己確認を行い、産業医への相談などにつなげる支援制度があり、心身への健康への配慮しています。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	毎年、個人毎に3つの目標設定とそれに対する取り組みを決める業績評価シートを作成し、園長と定期的に面談を実施しています。個人面談では、面談シートを活用して期初には期待すること、中間ではよかった点と改善する点、期末には強みや弱みと今後への期待等、振り返りや進捗状況の確認を行い、職員の保育内容や資質の向上につなげています。園長・主任は一人ひとりの人材育成を業績目標に掲げ、保育課と連携しながら人材育成に取り組みました。今後は、キャリアパスの策定によるさらなる人材育成の推進が期待されます。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	研修の年間計画に基づき、積極的に職員が参加できるように業務や勤務シフトを調整しています。また、自己研修の機会を設け、経験年数に応じた研修や専門研修などを計画し、希望者が参加できるように配慮しています。園内研修ではリスクマネジメントや保健衛生等をテーマに実施し、子ども達の安全の確保、保育内容のさらなる向上に取り組んでいます。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	職員が研修に参加できるように、園長及び主任保育士が保育体制を支援しています。市内研修には非常勤保育士も定期的に参加できるよう配慮しています。研修参加後には報告書を取りまとめ個々の研修成果などを見直し、職員会議などを通じて報告を行い、職員間での周知・共有し、研修で学んだことを日々の保育に活かすようにしています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	「保育園マニュアル 実習生受け入れ手順」に基づいて、適切に対応しています。主に主任保育士が担当となり、受け入れにあたっての留意点や手順などをオリエンテーションで説明しています。実習受け入れ担当者は実習内容を確認し、実習日程の作成や指導・助言をしています。また、中間反省会、最終反省会、評価票の作成等をおこなっている。相互で目標設定や振り返りに取り組むことで、職員と実習生の成長につなげています。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	戸田市は子育て応援ブックを作成し、各保育園の概要を掲載して、市民に向けて配布しています。また、戸田市のホームページにおいては「保育園のしおり」、地域交流通信「にじ」等にも掲載し、保育園の概要を周知しています。さらに、当園では自己評価結果を掲示しています。自己評価では園として評価できる点と今後の改善点を明確にし、玄関に掲示して保護者へ周知しています。	
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育活動や保育を取り巻く環境等の情報共有や取り組みについて、保育幼稚園課と連携して取り組んでいます。当課には園長経験のある課長、主幹、保育コンシェルジュが配置されており、戸田市の保育環境等について経験談や市内のつながりから適切なアドバイス等に繋げています。毎月開催される園長会議に出席し、市民の声や民間保育園の情報を共有し、戸田市における公立保育園の在り方を再確認しています。保護者には保育園のしおりや園だよりを通して、保育理念や保育目標などを周知しています。また、各クラスでは、保育や行事の様子を写真とともに掲示することで、保護者に日々の取り組みについて情報発信しています。	

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	毎月実施される地域交流には子ども達も参加し、触れ合い遊びや園庭遊びを一緒に楽しむ場を設け、地域の子育て支援につなげています。また、近隣の児童発達施設との交流やボランティアの方に年中・年長クラスの読み聞かせにきていただく等、地域との交流を広げる働きかけに取り組んでいます。さらに、年長児を対象とした小学校との交流会を行い、一緒に遊んだり学校探検などを通じて小学生とのふれあいを楽しみ、小学校での生活の様子などを体験して就学に向けた意識付けに取り組んでいます。子ども達が職員以外の方々と触れ合うことで、社会性・社交性の成長につなげています。なお、新型コロナウイルス対策のため、上記取り組みは延期や中止となっていますが、コロナ収束後の再開に向けた検討をしています。	
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの受け入れは、保育幼稚園課が窓口となっています。当園では、「保育園マニュアル」に基づいて、主任保育士が担当となり、オリエンテーションで個人情報の保護に関する説明、留意点等を説明しています。また、保育の考え方や対応についても説明し、基本姿勢を明確にして受け入れに対応しています。ボランティアを受け入れることにより、職員にとっても指導や助言などを通して育成や成長につながり、子ども達の園での生活に幅を持たせる取り組みにもつながっています。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	警察による園児及び職員対象の防犯訓練、消防署による通報訓練等、関係機関等と連携して必要に応じて迅速な対応ができるように努めています。また、特別支援保育における専門家の巡回指導、児童発達支援センターの職員における巡回相談等、専門家による保育指導を受けて、子ども達の健康管理・安心安全への対応に活かしています。さらに、要保護児童対策地域協議会への参加を通して、関係機関との連携につなげています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	地域に開かれた保育園として、地域交流計画を策定し、実行しています。計画に基づき、園庭遊びなど地域交流会を実施しています。地域交流会実施後に参加者にアンケート調査を行い、利用者のニーズや情報収集をして、今後の取り組みを検討しています。また、園長及び主任保育士が園内見学や入園に関する相談に対応しています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	職員や保護者へのアンケート調査や日々のコミュニケーションを通して、地域の子育て支援につながるニーズを把握し、保育計画に反映しています。公立の7保育園でのニーズ等を共有して、地域交流連絡会において、地域交流年間計画を作成しています。地域の民生委員・児童委員の「一日保育士体験」を受け入れ、園での保育活動や子ども達の様子などを体験することで、相互の情報共有や連携関係の強化につなげています。地域交流会実施後には、アンケート調査を行い、利用者のニーズを把握して次年度の地域交流計画につなげています。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念には、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境を整えることを明記しており、当園は理念実現に向けて取り組んでいます。保育理念・基本方針などは、保育園のしおり（重要事項説明書）に明記し、入園説明会やクラス懇談会などの機会に保護者に丁寧に説明しています。職員は「保育園マニュアル」にある「園児の受容」及び「職員の心得」に沿って保育をしています。これらをマニュアルに記載することで、一人ひとりの子どもを大切にされた保育が受けられるよう職員の共通理解を図っています。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	プライバシーの保護等の権利擁護については、「保育園マニュアル」の中にある「守秘義務」に基づいて対応しています。職員のみならずボランティアや実習生についても、「守秘義務」への対応を周知し、プライバシーに配慮した保育を行っています。個人情報の管理については鍵のかかるキャビネットに保管、パソコンについてはパスワードを設定して管理し記録媒体については持ち出し確認表を作成して管理しています。また、定期的に情報セキュリティ監査を受審しています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	戸田市のホームページで当園の情報提供をしています。保育園見学では「保育園のしおり」を配布し、園長が対応しています。保育施設や子ども達の様子、掲示物等を見ながら、質問等に応じて丁寧に情報提供しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園前の保護者には、園長及び主任保育士が「保育園のしおり（重要事項説明書）」を用いて、保育理念や園の目標、保育の各種内容や入園後の生活で使用する日用品、保健・食事や災害時対応などに関する事項等を丁寧に説明しています。保護者には保育園での活動内容に理解を求め、同意書を提出を受けています。進級の保護者にはサービスの変更が生じた場合は、掲示板でお知らせしたり懇談会等で報告しています。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立園に転園する子どもについては、個別ファイルに保管している「成長の記録（児童票）」に基づいて園長同士が引継ぎが行い、保育内容が継続できるよう取り組んでいます。また、民間保育園や市外へ転園する子どもについては、戸田市役所保育幼稚園課と連携し、必要書類を提出して担当者より転園先に引継ぎ、保育内容を継続できるように配慮しています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	職員は日々の送迎時のコミュニケーションを大切にし、積極的に声をかけるように心がけています。また、連絡ノートは幼児クラスに進級しても継続しています。連絡ノートは、保育士の専門性を活かした視点で記入するよう配慮しています。さらに、園長は個人面談や一日保育士体験後のカンファレンス、保護者会の話し合いに参加し、意見や要望を把握して改善につなげられるよう取り組んでいます。



Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情や相談窓口などについては、仕組みを整えて入園時に保護者に説明しています。苦情解決の仕組みは「保育園マニュアル」の中にある「戸田市立保育園における苦情等の解決に関する要綱」に沿って整えています。園内に「戸田市立保育園保護者の苦情（意見・要望）解決手順」、「苦情等（意見・要望）解決のための仕組みについて」を掲示し、保護者に周知しています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	担任職員だけではなく、園長や主任保育士も保護者と積極的にコミュニケーションをとるようにして、保護者が相談や意見を発信しやすい環境を整えています。また、日々の連絡ノートや送迎時のコミュニケーション、懇談会、個人面談を通して、保護者の相談に対応するように努めています。さらに、意見箱を設置したり、行事後にアンケートを実施したりする等、保護者が気軽に意見を発信しやすい環境整備に取り組んでいます。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの意見や要望に対して、職員会議で対応策を検討し、配慮が必要であった事例については迅速に対応しています。対応策については、園内に掲示をしたり保護者に直接伝える等、丁寧に対応しています。また、担任保育士で解決できない相談等は、園長や主任保育士も一緒になって相談解決に向けて取り組んでいます。 なお、今回調査時に実施した保護者アンケートの結果から、保護者の意見要望から改善した結果を周知する取り組みが不十分ととれる回答が一部ありました。昨年度と今年度の保育の違いや過去の改善結果の振り返りを掲示するなど、保護者意見の反映に着実に取り組まれていることを周知することが期待されます。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	防災・防犯に関するマニュアルを職員間で周知し、防犯訓練や通報訓練等を実施し、子ども達の安心・安全の確立に向けて取り組んでいます。園長は園長会議で得た他園事例を職員会議で共有し、再発の防止を図るとともに、重要性・緊急性の高いものは当園の環境・組織に置き換えて課題検討を行い、発生防止につなげています。また、毎日及び毎月チェックリストを用いて、安全チェックを実施しています。さらに、ヒヤリハットを報告しやすい環境と整え、事故報告については職員会議で共有し、全職員で再発防止に努めています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	公立保育園共通の保健衛生に関するマニュアルが整備されています。嘔吐の処理方法等の対応については園内研修を実施し、全職員への周知徹底に取り組んでいます。保護者には、定期的にほけんだよりで情報提供しています。地域や園内で感染症が発症した場合には、速やかに掲示をして予防と感染拡大防止に努めています。

<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>不測の事態を想定して、定期的に避難訓練を実施しています。当園の広域避難場所となっている小学校と連携し、避難場所まで行く訓練を行っています。訓練時には、子ども達にも訓練の大切さを伝え、その様子を写真にして園内に掲示し、保護者へ情報発信しています。また、保護者には災害時に備えて、一斉メール配信や災害伝言ダイヤルの練習の実施にも理解と協力を得ています。</p>
---	----------	---

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>公立保育園共通の保育園マニュアルがあり、保育職員の心得・保育業務に関するマニュアル・保健衛生マニュアル・食物アレルギー対策マニュアル等の様々な項目について文書化しています。職員は、入職時にはマニュアルに沿って教育・説明を受け、園内では必要に応じて確認できるように事務所に保管しています。また、園独自で早番・遅番の仕事内容や手順をリスト化し、業務の平準化に取り組んでいます。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>公立保育園共通の保育園マニュアルは、戸田市役所保育幼稚園課と7つある公立保育園の園長で実施する保育園運営検討会で見直しを検討しています。また、保健マニュアルについては、看護師連絡会において見直しを検討しています。園で作成している全体的な計画や各指導計画、避難訓練等については、年度末に評価・反省を踏まえて次年度の計画につなげています。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に保護者に提出いただいた「家庭の状況届出書」や個人面談の内容を職員会議で情報共有しています。「家庭の状況届出書」には、健康状態・生育歴・医療歴等が記載され、職員は子どもの発達状況を把握し、一人ひとりを大切に受け止められるよう保育計画を作成しています。乳児クラスについては、個別指導計画を作成し、園長・主任保育士が乳幼児会議に参加をして意見交換をしています。入園後の各園児の心身の発達の推移は、日々の保育などから各担任が確認し、月・年齢ごとの標準的な発達の指標に沿って、「成長の記録（児童票）」へ記入し、成長発達の課題・見通しの観点での所見の記入をしています。入園から退園までの個人記録は「成長の記録（児童票）」として保管しています。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づいて、月間指導計画・個別指導計画・週案を作成しています。年間指導計画については年度末に職員会議で、月間指導計画と個別指導計画については月末に、週案については週末までに、それぞれ評価・見直しを行っています。すべての計画は評価結果を活かして、次の計画を作成しています。園長や主任保育士は指導計画を確認し、安全な保育・サービスの質の向上に繋がるように指導しています。</p>

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 日々の保育については、保育日誌に個別の対応、職員の気付き、活動の内容や子どもの様子等を記録しています。子どもについては、「成長の記録（児童票）」を作成し、発育・発達の経過を卒園まで記録しています。「成長の記録（児童票）」は進級で担任が変更になっても引き継がれ、職員間で共有化しています。子どもの情報は、乳児会議・幼児会議・職員会議で担任から報告し、配慮を要する子どもの対応について意見交換や情報共有しています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a 「成長の記録（児童票）」や「家庭の状況届出書」、保護者の就労状況等子どもや保護者に関して記載している個人情報「個人情報保護マニュアル」に基づいて、事務所内にて施錠して適切に管理しています。また、全保護者より「保育園の写真の取り扱いに関する誓約書」を提出いただいています。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	戸田市の子ども・子育て支援事業計画を基本にし、保育理念、基本方針、保育目標に基づいた計画です。保育園では在園する子どもや保護者の家庭状況を把握、確認して、各年齢における計画を作成しています。これらの保育理念、保育目標は玄関前に掲示しており、保護者にも確認できるようにしています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	子どもの生活の場として椅子や机の大きさが子どもに合うようにし、室内の温度や湿度が適宜に保つようになっています。コロナ禍では子どもが手に触れるものすべてを消毒しています。また、年齢の小さい子どもには特に誤飲に繋がるようなものを置かないようになっています。加えて、危険な箇所のチェックを毎日担任が行い、毎月1回はクラス担任でない人がチェックをし、再確認しています。子どもの生活と遊びの環境が安全で危険の無いようになっています。各年齢の子どもが心地よく過ごすために年齢に見合った玩具の設定と好きな遊具の配置をしています。保育士の声かけで穏やかに過ごせるように語りを優しくしています。	

<p>A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの年齢によって異なる受容への対応について、全職員で「園児の受容」について共通理解をするように会議で確認しています。各年齢によって異なりますが、子どもの訴えや何気ない仕草において訴えてくる言動に対して、保育士は受け止めるようにしています。例えば、3歳未満児は自分の欲求などを言葉よりも動きで示すことが多く、その動きを理解して、速やかに対応するようにしています。生活習慣のもとである食事や排泄なども、保育士が気を付けながら声かけをしています。また、3歳以上児では自ら動き、発信することより訴えることが多く、保育士はその様子を確認して、要求に応えるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの自立を念頭において、0歳児から生活習慣の意識づけをしています。例えば、食べない、食欲がない子どもには、調理室を見ながら食について話して、おいしいものが食べたいくなる気持ちを育てています。おむつからパンツに移行する時期には、トイレに座ってみる、トイレのスリッパに子どもの好きなマークを付けるなど、トイレに対する意識づけを行っています。3歳以上児は言葉でのやり取りがスムーズになってきますので、食事、排泄、着脱などが、年齢に応じて一人でやりやすいように準備をして、取り組みやすいようにしています。箸の導入も四肢の動きと並行して準備をしています。食事量は自分の食べきれる量を意識するために3歳以上児から声をかけて、食べきれたらお代わりをするようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが自ら選択できる機会を提供している様子が、遊具の掲示などに見られます。各年齢の遊具がドアや戸の壁に何が入っているかを絵で示しており、子どもが遊びたい遊具を指さしや言葉で伝えられるように工夫しています。各部屋には年齢に応じた遊具が自由に取り出せるようにしています。どの年齢も外遊びが大好きな様子であり、できる限り戸外での活動と散歩を取り入れています。各クラスによって好きな遊びが異なります。例えば、4歳児は工作が好きな子どもが多く、工作コーナーを用意していつでも使えるようにしています。また、年齢の小さい子どもは大きな年上の子の遊びに興味を示すため、子どもの訴えが出た時に一緒に遊べるようにしています。常時、子どもの好きな遊びの特徴を把握して、教材などが取り出せるように環境を整えています。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>心地よく生活できるように眠る、食べる、遊びをし、身体のリズムを整え健やかに過ごせるようにしています。また月齢も生後6か月から入所してくる子どもに合わせて、随時、離乳食の初期を提供しています。子どもの成長と家庭での様子を保護者とともに話し合って保育を進めています。午睡中は子どもの体動センサーを設置し、うつ伏せ寝を検知とともに、保育士の目視と合わせてダブルチェックをしています。生理的欲求が満たされると触覚の良い遊具や優しい語りの声に耳を傾けますので、子どもの名前や絵本で「だるまん」「ねないこだれだ」などを読み聞かせ、さらに指人形などを利用して楽しめるようにします。五感を育む時期に合わせて、いろいろな感覚が刺激されるように教材を工夫して用意しています。</p>

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児での生活習慣の獲得では、保育士に食べさせてもらう段階から、自分で食べる意識も見逃さずに支援をしていきます。この「自分で」を十分に尊重するようにしています。食べこぼしの多い時期でもありますが、自分の手で食べ物を口に入れて満足することで食を堪能できるようにしています。道具が持てる段階になる時期に合わせて、上達具合にあわせて道具の持ち方も身に付けています。2歳児になると、排尿感覚の安定に合わせておむつからパンツに切り替えられています。教育面では、好きな遊具での遊びから友達との遊びも求めるようになりますので、ごっこ遊びや簡単なルールのある遊びを取り入れています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児では、身の回りのことが自分でできるようになり、排便後の後始末や、「汗かいた、汚れたから着替える」などの声も聞こえ、着脱での衣服の調節を自分でします。自分でする意識と行動が一致してくる時期でもあります。食事では3種類の量が違う食器から自分の食べられる量を選択します。だんだんと各自の食べられる量が一定になってきますので「減らしたい、お代わりしたい」などの加減も分かってきます。教育面では言葉や長さ、色への関心に合わせて、遊びに取り入れて認識を高めています。身の回りの道具なども興味や関心を高めていき、道具の機能についても確認しています。運動面では、リズム運動での動きを利用して、体の部位の確認と身体の構造にも目を向けています。社会性の指導では、日常生活に必要な挨拶などを来客時に自然に出るようにしています。また、経験したことを友達の前で話したり、聞いたりすることを通じて、人との関わりの中で話す、聞く姿勢を身につけるように取り組んでいます。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮を要する子どもへの支援内容について、保護者の了解を得ながら、心理職が巡回指導をしています。指導にあたっては、保健師が同席しています。また、巡回相談では、子どもの成長と保育に関する配慮などの資料を基に、観察と指導が行われています。また、療育センターを利用しては、保護者から情報を得て、保育園でできること、しない方がよいことなどを確認し、保育内容に反映しています。関係機関と保護者との連携をもとに支援をしています。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>長時間保育の子どもは、各年齢別に保育をし、一定の時間より合同になりますが、0歳児、1歳児、2歳児と幼児に分かれて保育をしています。非常勤保育士は同じ顔ぶれになるようにし、遊具も子どもの好きなもので遊べるようにしています。保護者への伝達事項は出欠表に担任が書いて当番の保育士が保護者に伝えています。保護者からの伝言も同様に記載し、ミーティングの折に報告をしています。特に子どもは夕方保育時に疲れている子どももいますので、ござを敷き、横になれる空間を用意しています。ござの上では子ども同士のおしゃべりが盛んになり、ゆったりして、静かな遊びになるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちは就学に向けて、小学校主催の「5歳児の交流会」に招待されており、今年度中に参加を予定しています。毎年、この交流会と学校説明会で、子どもの意識の中に小学校への期待を膨らませています。保護者には「3つのめばえ」を念頭に就学に向けての取り組みを伝えており、今年度は4歳児クラスにも、「3つのめばえ」を掲載したチラシを配布をして意識を高めるようにしています。1月からは、午睡の時間も徐々に少なくし、小学校の活動の時間に移行しています。担任は「幼保小連絡会」にて、学校と連携を図り、「5歳児きりん組会議」に参加し、他園の年長児の様子を情報交換し、保育の内容に活かしています。また、教育センターの職員が巡回し、相談する機会を設けています。保護者に対しては、個別相談も可能であることを伝えています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>当園は、日常から子どもの健康管理に配慮しています。特に、朝の視診を丁寧に行うとともに、保護者からの話や連絡帳で家庭の様子を確認し、元気に活動できるか否かを確認しています。保育士は、子どもの体調変化に対して速やかに対応しています。看護師と連携、保護者へ連絡、迎えまでの間休んで待たせるなどの対応を取っています。子どものマスク着用も定着しています。マスクは保護者に使用済みの袋、新しい袋、予備のマスクを用意してもらい、子どもの年齢に合わせて使用済みのものを使わないようにするなど、保護者の協力を得ながら感染予防をしています。また、子どものアレルギー、既往歴などはすぐに確認できるように、ファイリングして管理しています。さらに、看護師は各園の看護師と情報共有し、必要に応じて保護者に「保健だより」で健康管理の注意点などを伝えています。健康集会では虫歯、就寝中の様子、朝ごはん、鼻をかむなど生活習慣における健康管理について話をして、子どもの意識を高めています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの身長、体重の測定を毎月行い連絡帳の一覧表の欄に記載しています。健康診断は、乳児クラスは毎月、幼児クラスは年に2回行い、歯科健診については全クラス年1回行っています。受診後の結果を保護者に連絡ノートで伝えています。医療機関との連携もあり、コロナの感染状況や注意点などの情報提供を受けています。保護者と関係機関への連絡、連携も迅速に対応ができています。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギーと慢性疾患の対応は、希望している保護者から申請を受けて行っています。子どものアレルギーや慢性疾患の症状と対応は一律ではなく、個別に必要な手順を決めて医師や保護者との連絡と確認内容を明確にしています。アレルギー食については、医師の診断と保護者からの申請に基づいて対応しています。この対応は「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表に記載し、全職員で詳細にわたって定期的に確認をしています。子どもの疾患に変化がない場合は1年ごとに保護者から継続申請を受けています。当園では、毎月の献立内容を事前に確認し、担任、調理員、は月末に保護者と一緒に献立チェックをしています。原則のアレルギー食の対応は、アレルギー除去食を行うようにしております。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>身近な畑で野菜栽培をし、子どもたちが育てた野菜から給食に繋がり、食べていることを体験することで、子どもの食に関する関心を高めています。子どもの年齢に応じて畑での野菜栽培の関わり方を変え、栽培、収穫、食事の流れが給食への観察眼を育てています。苦手の野菜も栽培することにより、口にしている様子もあります。収穫したものを食べることを基本にしていますが、コロナ禍でのクッキング保育はカレーライスと芋汁に限定しました。また、保育士が食育に関しての3年間の取り組みをまとめて研究発表をしています。加えて、年長児の好きなメニューを市内全保育園が統一献立にする取り組みも行っています。12月は当園の年長児の好きなメニューが市内全保育園で提供されました。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食の配食時、給食が出来あがると園長もしくは主任が配食前に検食を行います。アレルギー食を含め、乳児の離乳食から幼児食まで確認をしてから配食しています。検食時には、食材の形状、味付け、盛り付けなども点検します。特に、アレルギー食は献立に混入していないかの確認、検食時間、提供時間などを調理員と確認し、書式に記入した後、保育士が受け取りの点検をします。子どもに提供するときは、子どもの年齢によっては、机を別にして互いの食物が混じらないようにしたり、幼児については席を離して配食をするなど、安全に配慮しています。食事の挨拶のあと、自分のマスクは手元にある使用済みの袋に入れて、使用済みのマスクを使わないようにしています。コロナ禍以前は、食事中的会話を楽しみ、食物について話をすることもありましたが、コロナ禍であるため、現在は席の間隔を空けて黙食にしています。徐々にコロナ以前の形に戻せるよう検討しています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	乳幼児共に連絡ノートを通して保護者とのやり取りを丁寧に行っています。例えば、乳児に限らず、個別の生活や子育てに関する内容の話が載っており幼児クラスも丁寧に返事を返しています。また、コロナ禍以前の取り組みでは、年間を通して保育参加を実施し保護者に声を掛けて日常の子どもの姿と保育士の対応など保育園を知ってもらうようにしています。毎回2組を限度としており、感染予防をして行っています。また廊下にある保育ボードの数々には保護者の参加もあり各家庭での様子が紹介されています。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	園での生活内容が伝わるように、連絡帳や保護者の送迎時に子どもの保育園での様子を伝えています。また、担任との懇談会、個人面談を通して子どもと園での生活を知ってもらっています。加えて、子どもや保護者に対して、担任以外の全職員の声かけがあり、今回調査時の保護者アンケートでは、子どものひとり一人をとらえていると、園での対応を高く評価しています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	当園は、「虐待を疑った場合の初期対応」などのマニュアルの理解と対応方法を、職員に周知しています。本年度の当初に「不適切な保育」とはどのような保育であるかを職員間で話し合いました。職員は外部研修や内部研修で虐待が疑われる場合の子どもへの適切な対応を学び、理解を深めています。子どもの姿も通常の様子と年齢に見合った様相を見せているのかなど、学んだ内容を実践しながら確認しています。着替え時には身体の各部位を確認し、子どもの心身の健康状態を把握しています。異常などに気付いた際には、速やかに園長に相談、状況把握を行い、関係機関と連携しています。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	全職員は、年に一回自己評価チェックを行います。職員会議などで改善点の話合いも行い、職員の自己評価の集計結果は保護者にも開示され、次年度に活かしています。また、非常勤職員とも課題を共有し、個人の成長や保育サービスの質の向上に向けて面談等を行っています。	